

環境キーワード

「みず再生施設認定制度」

「みず再生施設認定制度」とは？

この制度は、環境省の指針より厳しい認定基準をクリアした合併浄化槽が、下水道と同様の施設として使用できることを法定検査機関が認定する制度で、全国で初めて、岐阜県で今年4月よりスタートしました。

「みず再生施設」の認定基準は？

1. 法定検査で、過去3年間連続して判定基準に適合していること。
2. 保守点検及び清掃が、浄化槽法で定められた回数及び技術上の基準に基づき実施されていること。
3. 浄化槽の放流水質が、透視度30度以上であること。
4. 浄化槽のブロワ停止警報器が設置されていること。

※ブロワ停止警報機は、業者が費用を全額負担し、無料で取り付けます。

「みず再生施設」の認定を受けるには？

業者を通じて申請し、認定基準に合格していると認定証シールが交付されます。
なお、認定申請は無料です。



お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 神岡衛生社 TEL0578-82-0337
FAX0578-82-5846

業務内容

- 一般廃棄物収集運搬/し尿、ゴミ（一般家庭・事業系）
 - 産業廃棄物収集・運搬
 - 浄化槽清掃
 - 浄化槽保守点検
 - 浄化槽工事
 - 上下水道設備工事
 - 下水道施設維持管理（終末処理場・管路）
 - 衛生設備維持管理
 - ビルメンテナンス/床清掃、排水管清掃、貯水槽清掃
 - 水質分析/環境分析、排水分析、建築物飲料水水質検査
 - 環境衛生関連商品販売
- その他、環境衛生に関する全般のご相談に応じます。

残飯からバイオエタノール燃料

食品廃棄物(生ごみ、残飯)からバイオエタノールを製造するシステムが、試験的に行われていますので、お知らせします。

全国で発生する食品廃棄物は年間2000万トンといわれます。

うち、食品を製造する工場からは340万トンが発生し、その48%である163万トンがリサイクルされています。

ところが、店や家庭から生じる残飯は5%未満しかリサイクルされておらず、ほとんどすべてが焼却処理されています。1600万トンに達するこの残飯をエネルギーとしてリサイクルできれば、石油の節約になるだけでなく、地球温暖化の防止にも大いに役立つものと思われます。

新日鉄エンジニアリングでは、ホテル、スーパー、コンビニから残飯として捨てられる、ご飯やパンなどの炭水化物を糖化、発酵させてエタノールを製造し、車両の燃料とするシステムの実証実験に取り組んでいます。

製造に必要なエネルギーの一部は、製造工程で発生する残りかすを焼却処分する際に排気される熱を有効利用して、電気や蒸気をつくってまかないます。生ごみ10トンから400ℓのエタノール製造を目指しているそうです。

ごみを減らすのはもちろん大切なことですが、どうしても出てしまうごみを有効にリサイクルしてエネルギーに転換することは今後ますます重要になってくることでしょう。

